

Title	平安時代初期の海賊について
Sub Title	
Author	今宮, 新(Imamiya, Shin)
Publisher	三田史学会
Publication year	1942
Jtitle	史学 Vol.20, No.3 (1942. 3) ,p.47(383)- 88(424)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19420300-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

平安時代初期の海賊について

今宮新

我國民が古來より海洋と密接なる關係を有してゐたことは、我國の位置より見ても當然であつて、古代に於いて、船舶が浮寶と呼ばれ、また崇神天皇の詔に、船者天下之要用也、今海邊之民由無船以甚歩運、其令諸國俾造船、とあり、應神天皇の御代には、伊豆國に命じて長さ十丈の船を造らしめ、これを枯野と名づけられたと傳へられることなどに依つても、船舶がその主要なる交通機關であり、且つ重要視せられたことが、推察せられる。^(一)事實神武天皇の東遷、日本武尊の蝦夷征伐、神功皇后の新羅征伐等は、何れも船舶に依られたことは言ふまでもない。其後對外交通が頻繁になるに従つて、益々船舶が重要になつたことは明白であつて、奈良時代には、殆んど全國に渡つて水軍が設置されることとなつたのである。^(二)

かくて奈良時代より平安朝初期にかけて、沿海各地の海上交通が、次第に開けたのであるが、特に、西海・南海・山陽道諸國の官物輸送路にあたる瀬戸内海の交通が、最も頻繁を極め、各地に津泊の發達を見るに至つたのである。延喜主税式によると、當時北陸・山陽・南海・西海・東山諸道には、何れも海路による交通が開かれて居り、出羽國海路五十二日、太宰府三十日、佐度四十九日等と記されてゐる。

北陸道の海上交通の中心は敦賀津であり、山陽道南海道の諸港より與等津に至り、博多津より難波津に至る航路が、頻繁であつたものゝ如く思はれる。^(三) 又山陽・南海・西海諸道の國司の赴任する場合は、何れも海路をとらしめてゐるのを以て見ても、京都とこの地方の交通には、海路が正式のものと認められてゐたことが知られる。三善清行の意見封事の中に、山陽西海南海三道、舟船海行之程、自檍生泊至韓泊一日行、自韓泊至魚住泊一日行、自魚住泊至大輪田泊一日行、自大輪田泊至河尻一日行云々とある。^(四)

櫻生泊は播磨國室津、韓泊は印南郡福泊にあたり、魚住泊は明石郡にあり、大輪田は神戸、河尻は大阪附近にあたる。これに依つて、當時の内海東部の諸要港、及び船舶航行の速度を知ることが出來よう。

すでに早くより、西海諸國より内海へ航行せんとする者は、必ず豊前國門司で、過所の検査を受くることゝなつてゐたやうであるが、天平年間頃に至ると、官人百姓商人等が豊前國草野津、豊後國國崎、坂門等の港より、勝手に往還することゝなつたので、同十八年これを嚴禁したが、豊後國日向國等より兵衛、采女、資物等を漕送する船舶だけは、國崎津より往來することを認めてゐた。然しこの法令は、

其後遵守されず、前記の三港には、奸徒が多數集まり、これらの者は過所を有すると否とに拘らず、門司を經ずして難波に集合する有様であった。従つて延暦十五年、攝津の國司をして過所を勘檢せしめ、過所及び門司の勘過なきものを所罰すると共に、上記の豊前豊後兩國の三港より往來する者は、必ず門司を經由すべきことを命じてゐる。^(五) 船舶の過所については、關市令の規定に、若船筏經關過者、亦請過所、とあり、義解に、長門及攝津、其餘不請過所者云々、とあるから、長門及び攝津諸港に出入する場合のみ、之を必要としたことが知られるのである。何れにしても、此等によつて當時瀬戸内海航行の取締りが、相當嚴重であつたことが伺はれるのである。

海上交通の設備としては、天平年間に南島に牌を立てしめて、島名、港水の所在及び諸國への行程等を記して、漂著船の便を計つたが、天平勝寶年間にも新たに牌を立て、其後も引きつゞいてこの設備は設けられてゐたやうである。^(六) 更に難波津の海中に浮標を立てゝ、入港の便を與へることも行はれ、又太宰府の貢船が沿海諸國に到着した場合は、これに津泊を知らしめることが、諸國に命ぜられてゐたのである。^(七)

當時著名であつた諸國の津泊は、山崎津、興渡津、河陽（山城國）、住吉津、磯齒津（四八津）、敷津、高津、難波津（攝津國）、阿濃津（伊勢國）、大津（近江國）、敦賀津（越前國）、室津（播磨國）、佐婆津（周防國）、豊浦津（長門國）、饒田津（伊豫國）、室戸津（土佐國）、博多津（筑前國）、草野津（豊前國）等で

あつて、難波近傍の大河尻、大輪田、播磨國の魚住津、韓泊、檉生津は、所謂五泊と稱せられて、内海東部の要港であつた。此等の津泊が當時殷賑を極めてゐたことは、遊女記に、自山城國與渡津、浮亘川西行一日、謂之河陽、往返於山陽西海南海三道之者、莫不遵此路、江河南北、邑々處々、分流向河内國、謂之江口、蓋典樂寮味原厨、掃部寮大庭莊也、到攝津國、有神崎蟹島等地、比門連戸、人家無絶、娼女成群、掉扁舟着旅舶、以薦枕席、聲遏漫雲、韻飄水風、經廻之人、莫不忘家、洲蘆浪花、釣翁商客、舳艤相連、殆如無水、蓋天下第一之樂天地也、とあるのを見ても、伺はれると思ふ。^(六)而してこれらの諸港には、津屋即ち一定の手數料をとつて、貨物を保管し、又は販賣する職業等が次第に發達し、商業都市としても重要な活動を爲すに至つたのである。^(九)

(一) 崇神天皇紀十七年條、應神天皇紀五年條

(二) 繼日本紀 天平寶字三年九月壬午條、造船五百艘、北陸道諸國八十九艘、山陰道諸國一百卅五艘、山陽道諸國一百五艘、並逐閏月營造、三年之内成功、爲征新羅也、

同、天平寶字五年十一月丁酉、以從四位下藤原惠美朝臣朝狩爲東海道節度使、正五位下百濟朝臣足人、從五位上田中朝臣多太麻呂爲副、判官四人、錄事四人、其所管、遠江、駿河、伊豆、甲斐、相模、安房、上總、下總、常陸、上野、武藏、下野等十二國、檢定船一百五十一隻、兵士一萬五千七百人、子弟七十八人、水手七千五百二十人、數內二千四百人肥前國、二百人對馬島、從三位百濟王敬福爲南海道使、從五位上藤原朝臣田麻呂、從五位下小野朝臣石根爲副、判官四人、錄事四人、紀伊、阿波、讚岐、伊豫、土佐、播磨、美作、備中、備後、安藝、周防等十二國、檢定船一百廿一隻、兵士一萬二千五百人、子弟六十二人、水手四千九百二十人、正四位下吉備朝臣眞備爲西海道使、從五位上多治比良人土作、佐伯宿禰美濃麻呂爲副、判官四人、

錄事四人、筑前、筑後、肥前、肥後、豐前、豐後、日向、大隅、薩摩等九國、檢定船一百廿一隻、兵士一萬二千五百人、子弟六十二人、水手四千九百二十人、皆免三年田租、悉赴弓馬、兼調習五行之陣、其所遣兵士者、便役造兵器、

(三) 延喜式卷廿三 民部式下

(四) 本朝文粹卷二 意見十二箇條、一、重請修復播磨國魚住泊事

(五) 類聚三代格卷十六 延曆十五年十一月廿一日太政官符

(六) 繼日本紀 天平勝寶六年二月丙戌條、延喜式卷五十 雜式

(七) 延喜雜式

(八) 朝野群載卷三

(九) 三浦周行 中古の港と問丸(史學第五卷第一號)

二

以上の如き諸地方に於ける津泊の發達は、當時沿岸の海上交通が盛んであつたことを示すものであるが、特に瀬戸内海の交通が最も頻繁であつたことは言ふまでもない。而して内海を運漕されたものの中で主たるものは西國地方よりの貢物であつて、その數量は莫大なるものであつたらうと思はれる。例へば、延曆二年以前に太宰府より貢上する調綿は、一年に二十萬屯に及び、その後に於ても十萬屯を下ることがなかつたのである。^(二)かくの如き莫大なる太宰府管内の調庸等の貢物以外に、山陽四國諸國のものも、内海を經由して運漕されたことは言ふまでもないのである。當時の海賊が、太宰府の貢調期前后に

かけて、最も跋扈したのは、彼等の掠奪の主たる目的が、此等貢物にあつた爲めであらう。

然しこれらの官船以外に、商人旅人等の往來の甚だ多かつたことも亦明らかである。商人がすでに早くより、自由に遠方まで航行して商業に從事したことは、雄略天皇時代に於ける播磨國の海賊の記事に依つても察せられ、又聖武天皇の時代に、諾樂の人(三)が遠く越前の都魯鹿津まで行つて交易したと言はれ、

更にまた、淳仁天皇が廢帝として淡路に移され給ふや、諸人が商人と詐稱して、その地に赴くものが多かつたので、天平神護元年にこれを禁止されてゐる等のことを以て見ても伺はれるのである。而も、古來より船舶に依つて商賣を行つたものゝ多くは、沿海諸國の人々であつたと思はれるから、内海沿岸諸國の人々が、早くから、海上商人として活動したことが想像されるのである。

更に又奈良時代以來、我國の上下が舶來品を愛好するあまり、商人が競つて九州の諸港に集合して、交易を行ふに至つたことは、度々太宰府に下された、私交易を禁制する太政官符に依つても知られるのである。例へば延喜三年に、唐人の商人が到着した場合、諸王臣家が、官使の到着以前に使を遣して爭つて買ひ求め、直をたかくすることを禁止して居り、又延喜式(雜式)に於ても、王臣家及び諸商人の船は、太宰府郡内に入ることを許すが、百姓を擾勞し、米を糴ひ馬を買ふことを禁じ、更に王臣家の使が對馬國に到つて、私に眞珠を買ふことを禁止してゐる。これらに依れば、内海を航行した船舶は、官船商船或は旅船のみではなく、王臣家等の私船も存したことが察せられるのである。要するに、當時の海

上に於ける商業區域としては、瀬戸内海は第一位を占め、従つて諸船舶の往復が、最も頻繁であつたことは明白である。かくてこの地方が、古來より海賊の本據地として著名であるのも當然であつて、雄略天皇紀に、播磨國御井隈人文石小麻呂、有力強心、肆行暴虐、路中掠却、不使通行、又斷商客船、悉以奪取、兼違國法、不輸租賦、於是天皇遣春日小野臣大樹領敢死一百並持火炬圍宅而燒云々、と見えるのが、海賊の記事としては、早いものであらう。

元來海賊とは、海上の盜賊を意味するものであることは、言ふまでもないけれども、中世に於いて海賊衆と呼ばれたものは、これとは異なり、何れも沿海諸國に根據を有した豪族である。吉野朝時代よりは、その海軍力を以て海戦に參加したのであつて、陸上に勢力を失つた朝庭側が、北畠親房の獻策に依つて、伊勢・紀伊等の海賊衆を利用して、東西にその勢力を振ふに至つたことは、周知の事實である。かくて海賊は海軍に變質することとなり、遂に海賊なる語は海軍を意味することとなつたのである。^(モ)然し以下に述べんとするものは、海上を往來して、劫掠を事とする海賊であることは言ふまでもない。但し、かかる意味の海賊の場合に於ても、外國人の侵寇、日本人の外國に對するもの、我國人の沿海に於ける劫掠の三つの場合を考へ得るのである。平安朝初期に於ては、第二のものは見るべきものがなかつたと思はれるが、第一の外賊の場合としては、新羅賊、刀伊賊の入寇等が考へられる。即ち貞觀年間及び寛平年間の新羅の入寇、及び寛仁年間の刀伊の入寇が、その主たるものである。これらも一種の海賊

には相違ないけれども、これは何れも、不時の國難とも言はるべきものであつて、絶へず沿海を航行して、一般の船舶に對して掠奪をほしいまゝにする所謂海賊とは、その性質を異にするものと言はなければならない。以下の拙論に於いて述べんとするものは、第三の場合、即ち陸上の盜賊に對する海賊に限定するものである。而してかかる海賊の横行は、平安朝時代を通じて最も甚だしきものがあるけれども、純友の亂を以て、一時期を劃することが出来るやうに思ふ。承平天慶亂は勿論のこと、其以後に於ける盜賊海賊は、何れも集團的行動をとり、すでに盜賊的範圍を脱して暴動化するに至るのである。以下に於ては、時期を純友の亂以前に限り、未だ暴動化せざる海賊について、その發生原因、横行の狀態、武装化、集團化等を記述して見ようと思ふ。

- (一) 類聚三代格卷八 延暦二年三月廿二日官符
- (二) 日本靈異記中 閻羅王使鬼得所召人之賂以免縁第廿四
- (三) 續日本紀 天平神護元年二月乙亥條
- (四) 類聚三代格卷十八 天長五年正月二日、同八年九月七日官符、三代實錄 仁和元年十月廿日條等參照
- (五) 類聚三代格卷十九 延喜三年八月一日官符
- (六) 日本書紀 雄略天皇十三年八月條
- (七) 星野博士 海賊の顛末と海軍の沿革 (史學叢說第一集)

三

平安朝に於ける海賊横行の状態は、陸上に於ける盜賊横行の傾向と、その規を一にするものであるから、こゝに同一の原因の存在することは明白であるが、たゞ海賊の場合は、これを行つた者が、主として濱海の人々であつたと思はれる點が、相違する所である。古來より水邊に居住し、操舟造船になれてゐた海部と稱されたものが、海路の要衝を占め、治世には海運魚業を事とし、亂世に至つては、海上に於いて掠奪を事としたことは當然考へられる所であつて、平安朝に横行した海賊は、これらの海部が、當時の地方政治の紊亂に乗じて蜂起したものもあつたであらう。然しこの時代の海賊は、必ずしも古來よりの海部のみではなく、恐らく沿海諸國の一般民が、海賊行為を行つたものと考へられる。この事は、當時の海賊の數の極めて多かつた點よりも、又は一般民の政治的經濟的状態より見ても、當然推察される。要するに律令政治の全面的頽廢が、一般民を盜賊化せしむるに至つた根本的原因であるけれども、特にその重大原因を爲したものは、地方の治安維持に直接關係ある地方警察制度、及び軍隊制度の紊亂頽廢であらう。

この兩制度が、平安朝初期に於いて、すでに崩壊に瀕してゐた事については、こゝに詳述することを避けるけれども、例へば、兵制について見るに、すでに天平勝寶五年の官符に、國司違法、苦役私業、

悉棄弓箭、還執鉏鋤云々、とあり、更に下つて天長三年の官符に、兵士名備防禦、實是役夫、其窮困之體令人憂煩、屢下嚴勅禁制他役、時代既久曾無遵行、其故何者、兵士之賤無異奴僕、一人被點一戸隨亡、軍毅主帳、校尉旅帥爲虎狼、更相徵索、唯求苟不合乘勢生疵、當有逢闕責庸倍多、唯利惟視、無憚憲章、以斯強士恥名、懦夫畏責、無告之人猶不得免、裸身蓬頭知用鎌鋤、弱臂瘦肩何任彎弓、無糧而來、尋卽逃去、寬其窮困、競習生常、依法爲罪、追捕滿獄、由役求食甘之山野、他役難禁率斯之漸也云々、と記してゐる。その頽廢の原因、及び状態を充分伺ひ得ると思ふ。・

さて令制に於ける司法警察制度について見るに、その中央的機關としては、刑部省、五衛府、彈正臺等があり、地方的のものとしては、京職、攝津職、太宰府、諸國の國郡司等がある。而して、これらの組織は全體として、中央に對して地方が不備であつたばかりでなく、關係官吏が多數であつた爲めに、その統一性をかき、而も地方官が警察権を掌握した爲めに、種々の弊害を生せしめ、且又、諸官吏の無爲無能等のことにより、令制全般の頽廢と共に、その機能を發揮し得ざる状態となつたのである。奈良時代より平安朝初期にかけて、巡察使、按察使、總管、鎮撫使、勘解由使、觀察使等の臨時の諸官吏が設置されるに至つたのは、何れも、地方警察機關たる地方官の監察を主とするものであつて、直接間接に、地方の治安維持を目的としたものであつた。更に又檢非違使、押領使、追捕使等の如き、純然たる司法警察機關の出現は、令制に依る警察制度の頽廢したる結果であることは言ふまでもない。而して此

等の新しい治安機關が、雜然と配置さるゝに至つたことは、一層その複雜性を増し、中樞的統一性を失はしむることゝなつたのである^(三)。而して地方政治の紊亂に伴つて、これらの新治安機關は益々その重要性を増すことゝなり、その結果は、一部強豪なるものに、此等の機關が悪用されて、その本來の目的を失ひ、反つて一般良民を抑壓する機關と化するに至つたのである。これに關しても、こゝに詳述することを避けて、その一二の例を擧げるに止めようと思ふ。三善清行の意見封事の中に、諸國檢非違使、掌糺境內之奸濫、禁民間之凶邪、然則國宰之爪牙、兆庶決街策也、必須明習法律、兼詳決斷、而今任此職者、皆是當國百姓、納贖勞料者也、徒費公俸、不堪差役、空帶其名、會非其器、亦猶如畫餅不可食、木吏不能言也、とあり、彼等の無爲無能を示すと共に、此職の買得さるゝに至つたことが知られるのである。而してこれ等の職が買得された理由は、宿衛舍人についての彼の記事に、又よく示されてゐる。即ち、此皆部内強豪、民間凶暴者也、國司依法、勘紀其事、削駿奔入洛、即納錢貨、買爲宿衛、或帥徒黨、而劫圍國府、或奮老拳、以凌辱官長、凡厥蠹害、非唯疥癬云々と。これは、他の諸官職の場合に於ても同様であつたことが、當然推察出来るのである。更に彼等の暴行に關して一例を擧げれば、天暦六年の請被停止追捕使押領使等狀と言ふ越前國司解に、今件隨兵士卒、非必其人、或借威使勢、橫行所部、或寄事有犯、脅略人民、所部不靜、還致愁歎、望請官裁被停止件使、若猶郡司之力不及、國宰之勤難堪、須隨狀申請件使、仍錄事狀謹解、とある^(五)。以上は、僅かにその一二の例を擧げたに過ぎないけれども、

これを以て充分知らるゝ如き、平安朝初期に於ける治安機關の頽廢が、盜賊海賊を横行せしめるに至つた、重大原因たることは言を俟たない所であらう。

- (一) 類聚三代格卷十八 天平勝寶五年十月廿一日官符
- (二) 同 天長三年十一月三日官符
- (三) 谷森饒男 平安朝時代の警察状態参照
- (四) 本朝文粹卷二 意見十二箇條、一、請停以贖勞人補諸國檢非違使及弩師事
- (五) 朝野群載卷二十二

四

以上述べた如く、平安朝初期に於ける海陸盜賊の横行は、令の治安制度の頽廢、及びその補強機關として出現したる、新警察機關の墮落によることは明白であるけれども、前時代に比して、特にこの時代に盜賊の横行が甚だしくなるに至つたことについては、更に他に原因の存するものゝ如く考へられるのである。而して此の原因と目さるゝものは、要するに、この時代は律令制度の全體的崩壊が頂點に達した時であつて、政治、經濟等のあらゆる方面に、その破綻が暴露さるゝに至つたと言ふことである。上述の兵制、警察制の崩壊の如きも、勿論その現れと認むべきである。即ち平安朝初期が、律令社會の崩壊の時期であつたことが、その原因と認めらるべきであらう。

律令制度はその模倣的性質と、これが運用にあづかつた爲政者の無爲無能とに依つて、すでに早くより頽廢の色こきものがあつたのであるが、その結果として、一部治者階級の政權壟斷を生ずるに至り、特に地方政治に於ては、地方爲政者及び地方豪族の不正跋扈を甚だしからしめ、彼等の一般農民への壓迫を益々増大せしむることとなつたのである。

地方爲政者の不正については、すでに早くから、度々これを諒飭せらるゝ詔勅、官符の發せられてゐることを見ても、伺はれるのであるが、見利行非、臨財忘恥、……措意屈心、唯利是視、巧弄憲法、漸汙皇化^(一)、と言ふ傾向は益々甚だしく、地方官の地位は、漸く利得の目的物と化するに至つたのである。

「受領は倒るゝ所に土を斬め」^(二)と言はれたと言ふことも、かの有名な尾張國郡司百姓解文の中に、その實證を見ることが出来るのである。良地の兼併、租稅の横領、國費の着服等、彼等はあらゆる機會を利^(三)用して、私利を博することに汲々たる有様であつた。

かかる爲政者の下に於ける一般農民の生活が如何に悲惨なるものであつたかは、充分想像することが出来るが、更に彼等を若しめたものは、地方豪族の土地兼併、私出舉等の經濟的壓迫である。寶龜十年の勅に、頃年、百姓競求利潤、或舉少錢、貧得多利、或期重契、強責質財、未經幾月、忽然一倍、窮民酬償、彌致滅門云々^(四)、とある。かくて一般農民の中には、田宅等の私財を初めとして、口分田をも失つて、路頭に迷ふものも生ずるに至るのである。又地方豪族の、地方官及び中央貴族との結託による一

般民への壓迫、又は官職を悪用しての横暴等も、極めて甚だしきものがあつた。要するに、表面上は農本主義政策の下にあつた農民の多くは、事實に於ては、地方爲政者及び豪族等の政治、經濟的の壓迫のために、慘憺たる生活を送つたものと考へられる。かくて一般農民は、調庸未進、籍帳偽造、又は逃亡浮浪等の消極的不正行爲より、暴力に依る積極的な反抗に、出づることとなつたのである。而してこの中で、人民の逃亡即ち浮浪人は、盜賊に直接關係あるものとして注意すべきものである。

浮浪人の發生原因是、上述の如く、地方爲政者又は豪族等の種々なる壓迫にあることは、言ふまでもないが、これ以外にも、課役を免れんとする私慾の爲めに、流浪するものゝあつたことは勿論であつて、すでに早く天智天皇紀、天武天皇紀等に、これが見えるのは、その事情を示すものであらう。此等の浮浪の徒は、寛平、延喜時代の諸官符に依つて知らるる如く^(五)、或者は京師に入り、貴權の輩下となつて各地に暴行を恣にし、或者は地方豪族の私有地に居住して、暴力を以て地方官に反抗し、郡司の如きはその恥辱をまぬかれるために、反つて官物を割いて、彼等に贈賂すると言ふ有様であつた。然し、極めて多數存したと思はれる此等浮浪人の或者は、以上の何れにも屬せず、諸國に放浪をつゞけてゐたと考へられる。而も此等の浮浪人は、各地を放浪する間に、自然と一般民とは異なる性格を有するに至ることは當然であらう。即ち慘憺なる生活苦と、永い間の放浪生活は、彼等に、強い反抗心と凶暴なる性格を興へると共に、他方に於ては、巧みに人心を籠絡する、狡猾陰險なる性格を與へしむることとなつたので

ある。がくて彼等は、從來の因襲にとらはれない自由なる行動を爲すと共に、當時の地方政治の紊亂に乗じて、盜賊殺人等の暴行を働くに至つたのである。當時海陸に横行した盜賊は、かゝる浮浪の徒が極めて多かつたらうと考へられるのである。例へば平安朝初期についてその實例を見るに、京都に於いて濫行を爲し、又は神事を犯して罪せられたるものもあり、或は殺人、暴行、強盜等を行つた浪人も多いのである。^(七) 更に又、國司が新羅人と通謀して、反逆を謀ると言ふ無實の密告を爲すものもあり、或は國司に贈賂して、士民と國司との中間に立つて、不正手段を以て巧みに私利を貪るものもあつた。^(八) 弘仁年間に、筑前、筑後、肥前三國に郡盜が蜂起し、人物を略奪して騒動甚だしく、太宰府、國司等は兵力を以てこれを鎮壓することが出來なかつたが、此の群盜について、此盜渠帥、率非編戸之民、皆是流浪之輩也、^(九) と記されてゐる。承和年間、淡路の國の海岸に、他國の漁人三千餘人が王臣家の牒を持つて亂入し、土民を寇凌し山林を伐損し、雲集霧散、濫惡不休、^(十) とあるは、浮浪の徒が權門勢家と結託して、一種の海賊行爲を行つたものと見ることが出来るであらう。

- (一) 繢日本紀 天平寶字五年八月癸丑條
- (二) 今昔物語卷廿八 信濃守藤原陳忠落人御坂第廿八
- (三) 史籍集覽 廿四冊
- (四) 繢日本紀 寅龜十年九月甲午條
- (五) 類聚三代格、寛平三年五月廿九日官符、同年六月十七日官符、同六年二月廿三日官符、同年七月十六日官符、同年十一月三十

日官符、同七年九月廿七日官符、同八年四月二日付四官符、延喜元年閏六月廿五日官符、同年十二月廿一日官符、同二年四月十三日付二官符、同三年八月一日官符、同五年八月廿五日官符、同五年十一月三日付二官符等參照。

(六) 類聚國史卷八十七刑法一(斷罪) 延曆十二年八月戌辰條、同(配流) 大同四年七月甲子條參照。

(七) 三代實錄 貞觀三年十月廿八日條、類聚國史卷八十七刑法一(斷罪) 貞觀八年十月廿五日條、元慶三年十二月十五日條等參照。

(八) 類聚國史同上(斷罪) 貞觀十一年十月廿六日條。

(九) 類聚三代格卷八 貞觀十三年八月十日付の應責大宰府貢物龐惡事と言ふ太政官符に、管内浮浪之輩、或屬府司上交易之直、或賂國宰輸調庸之物、貢非土民營設之實、利歸浮手奸偽之徒、盜穢所以難遏、龐惡由其彌倍云々とある。

(十) 三善清行撰 藤原保則傳(續群書類從八輯)

(十一) 繼日本後紀 承和十一年五月辛丑條

五

律令社會の全面的頽廢により、中央貴族、地方爲政者又は地方豪族等が、政治的、經濟的權力を壟斷し、その結果として浮浪の徒が續出し、彼等の或者が盜賊的行爲を爲すに至つたことは、上述の如くである。然し一般土着民について見ても、彼等がたちまちにして盜賊化することが考へられるのである。事なき時に於てさへ、慘憺たる生活を營んでゐた此等の人々にとつて、天災、飢饉は全く恐るべきものであつた。食に窮した人々の行くべき道は、當然乞食か盜賊であつたらう。水旱のために、東西市のはとりに食を乞ふ者の多いと言ふ記事、乞索兒一百人を陸奥國に移して、土着せしめたとの記事、又は

京中に乞食を收容する小屋を作つた等の記事は、乞食の數が極めて多かつたことを示すものであらう。

奈良時代末より平安朝初期にかけて、賑給に關する記事の多いのを見ると、當時各地方に飢饉が頻發したことことが知られるのである。この結果一般土着民も、或は乞食となつて放浪し、又は群盜と化して諸國を横行したのである。承和五年、海陸に盜賊が蜂起したが、これは、去才年不穏、疫癆間發、の爲めであり、又齊衡元年の陸奥國の奏言に、昨年不登、百姓困窮、兵士逃亡、己乏屯戍、今虎狼之類、爭事強盜、逆亂之萌、近在目前云々、とある。^(三)更に又、貞觀九年の盜賊蜂起については、是年内外儉乏、人庶阻飢、就中畿内特甚、盜賊群起云々、とある。^(四)此等の記事は何れも、飢饉に依る一般民の盜賊化を示すものである。仁和年間、九州地方に蜂起した群盜に關して、比年不穏、生産失利、無賴之輩、同惡相濟、爭尋干戈、赴爲賊徒之、國之民大半爲盜、今悉捕而殺之、則里落之内、闇而無人、從令有隣家之警、誰人城戍乎、此輩不必懷凶狡之心、多是爲飢寒被逼迫而已、若施以恩賑、自應食糧致音、と記してゐるのは、この事情を最もよく知らしむるものであらう。かかる天災、飢饉等の對策として、すでに早くより、政府は賑給又は義倉等の制度を立てたけれども、地方爲政者の不法不正は、何れも、その目的を充分に達せしめず、遂には殆んど廢せらるゝ狀態となつたのである。従つて天災等に依つて、一度び盜賊化した一般民の或者は、恐らくは再び土着することなく、各地を放浪して盜賊行爲を行つたものであらう。

更に、盜賊發生の一原因を爲したと考へられるものは、本籍地を離れたる種々の課役者、及び邊境防備の軍役者等である。例へば、庸調等を運送する貢脚夫等は、貨幣の流通の不充分なる當時に於ては、その往還に際して、甚だしき困難に遭遇したものと考へられる。天平寶字元年の勅に、如聞、諸國庸調脚夫、事畢歸郷、路遠糧絶、又行族病人、無親恤養、欲免飢死、餉口假生、並辛苦途中、遂致横斃云々、^(六) とあるは、これを示すものであらう。この對策として、政府は、諸國の郡稻を割いて便地に貯藏せしめ、自由に交易を行はしめ、又は錢貨の携帶を獎勵して、錢を用ふるの便なることを知らしめ、^(七) 或は京都に官物を貯藏して、旅程に準じて糧料を支給し、^(八) 更に常平倉を設置する等の策をとつたのである。以上の如き對策にも拘らず、これ等の人々を苦しめたものは、當時に於ける交通の不便、特に河津等がその主たるものであつたらう。或渡船數少、或橋梁不備、因茲貢調擔夫等、來集河邊、累日經旬、不得渡達、彼此相爭、常事閥亂、身命被害、官物流失云々、とあるは、この事情を示すものであつて、政府はこの對策として、渡船の數を増加し、又は橋梁、施屋等を設置するに至つたのである。^(九) 然しながら、此等の施設は、充分その目的を達することが出來なかつたのであつて、貢脚等の或者は、歸郷することも出來ず、乞食となり又は盜賊へと化するに至つたのであらう。頃聞、至干三冬間、市邊多饑人、尋問其由、皆言、諸國調脚不得還郷、或因病憂苦、或無糧飢寒云々、^(十) と記されてゐる。

さて又、邊境防備の軍務に服する者も、以上と同様なる苦患に遭つたのであつて、弘仁年間の官符は、

陸奥の鎮兵について、次の如く記してゐる。百姓苦役、無過鎮兵、當戍之年、妻子共赴、絶隣在遠、無所乞價、身迫公役、不遑耕作、盡賣衣物、僅資妻子、歸鄉之日、裸身露頂、道程僻遠、復無路糧云々。^(四〇二)
かくて、此等避遠の地に配置されたる兵士達は、或は其地に止まり、又は歸郷し得ずして、乞食、盜賊と化するに至つたことが、當然考へられるのである。以上の如く、平安朝初期に於いて、山海を横行した盜賊中には、一般農民もあり、又は、遠隔地に於ける課役者の歸國し得ざる者等が、存したことが知られるのである。

- (一) 繼日本紀 天平寶字八年三月己未條、同六年閏十二月丁亥條、三代實錄 貞觀七年六月十四日、同九年八月三日條
- (二) 繼日本後紀 承和五年條
- (三) 文德實錄 齊衡元年四月壬午條
- (四) 三代實錄 貞觀九年二月十三日條
- (五) 藤原保則傳
- (六) 繼日本紀 天平寶字元年十月庚戌條
- (七) 同 和銅五年十月乙丑條八
- (八) 同 養老四年三月己巳條
- (九) 同 天平寶字二年五月甲戌條
- (十) 繼日本後紀 承和二年六月癸卯條、類聚三代格卷十六 承和二年六月廿九日官符
- (十一) 繼日本紀 天平寶字三年五月甲戌條
- ・ 平安時代初期の海賊について(今宮)

六

日本武尊に依つて討伐された難波の柏濟、吉備の穴濟等の荒神は、皆有害心、以放毒氣、令苦路行、並爲禍害之藪、故悉殺其惡神、並開水陸之徑、と記され、播磨風土記にも、昔神前村有荒神、毎年留行人之船、於是往來之船、悉留印南之大津江、と見え、又は上述の雄略天皇紀に見えたる文石小麻呂の記事等は、すでに早くから、海賊の害のあつた事を示すものであらう。而して更に下つて、聖武天皇の詔に、京及諸國、多有盜賊、或捉人家却掠、或在海中侵奪、蠹害百姓莫甚於此云々、とあつて、この時代に於ても、その弊害の存したことが推測されるのであるが、海賊の横行の最も甚だしくなつたのは、上述の如く、平安朝初期以後である。然し此の期間に於ても、平安遷都後六、七十年間に於ては、未だその横行が、必ずしも甚だしかつたとは言はれないのである。例へば、史上に現れた所を見ても、延暦十五年、吉備魚主を山陽道諸國に派遣して、賊を索捕せしめたとの記事^(四)、又約六十年後の承和五年に、山陽道・南海道諸國司に命じて、海賊を捕糾せしむとの記事^(四)等を見るに過ぎないやうに思はれる。勿論これらは、何れも海賊逮捕に關する記事であるから、當時に於ても、その被害の少なくなかつたことを、示すものに相異ないけれども、これ以後の時代の海賊に關する記事の多いのに比して、未だその弊害が

甚だしくなかつたらうと想像されるのである。

平安遷都後約七十年、清和天皇の時代に至ると、海賊に關する記事が史上に多く現れ、ようやくその弊害の甚だしくなり來つたことが推察されるのである。即ち貞觀四年五月の條に、

近頃、海賊往往成群、殺害往還之諸人、掠奪公私之雜物、備前國言、進官米八十斛、戴於一船、差綱丁進上、而遭海賊、悉被侵奪、所殺百姓十一人、是日下知播磨、備前、備中、備後、安藝、周防、長門、紀伊、淡路、阿波、讚岐、伊豫、土左等國、差發人夫、追捕海賊^(五)、

とある。海賊がすでに集團化を必要とした爲めであり、時代の経過と共に、此の傾向は益々甚だしくなるのである。此後貞觀七年六月にも、海賊を追捕すべき命令を、攝津、和泉、播磨、備前、備後、安藝、周防、長門、及び南海道諸國に下し、更に同八年四月にも、重ねて追捕令を出し、

今有聞賊黨群起、掠奪無息、是則國司不勤肅清也、若不搜捕、猶致殘暴、科罪牧宰、曾無在宥、其捕獲之數、具狀言上、

と嚴命してゐるのである。^(六)かくの如く貞觀年間に至ると、海賊の横行が甚だしくなり來るのであるが、更に貞觀九年三月五畿七道に、應勤施方略早斷盜賊事と言ふ太政官符を下して、次の如く命じてゐる。

頃年、搜捕海賊督察奸盜之狀、數度符下、警告稠疊、而今如聞、凶徒不絕、竊盜尙繁、水浮陸行皆憂

賊害、實是國司遮莫符旨、不勤肅清之所致也。夫五家相保、一人爲長、以相檢察、載在法條、又容止盜賊、科罪不輕、然則事須隣保之內必置保長、察以行來詳以去就、亦其市津及要路、人衆猥雜之處、多施方略、勤設偵邏、募以捕獲之賞、示以容舍之辜、使奸盜之徒無所留跡、若不加慎行、重致解體者、必處重責、不會寬宥。^(七)

即ち海陸の盜賊の横行を防止し、これを逮捕すべき方策を指令するに至つたのであるが、數ヶ月後の同
年十一月に、攝津、和泉、山陽、南海道諸國に、更に次の如く命じてゐるのである。

如聞、近來伊豫國宮崎村、海賊群居、掠奪尤切、公私海行、爲之隔絕、凡可捕件賊之狀、頻繁仰下、
督促懲懃、其後播磨、備中、備後、阿波等國、相尋言上獲賊之狀、而今寇盜難休、流聞如此、實是國司
等欲消一境之咎、不憂天下之憂、無盡謀略、不精搜捕之所致也、夫海賊之徒、萍浮南北、唯徇其利、不
恤其居、追捕則鳥散、寬縱則鳥合、仍須緣海諸國、効力同謀、具記往來之舟航、勒詳去就之人物、儻聞
有奸謀、則彼我相移、差發人兵、招募俘囚、搜其厓穴、尋其風聲、窮討盡捕、令無遺類。^(八)

以上に依れば、彼等が出沒自在であり、而も海上の地理的知識を有したが爲めに、その逮捕が極めて困
難であり、陸上の盜賊に比して集團的であり、且つ進退が自由であつた爲めに、その追捕には、各國の
協力を必要としたことが伺はれるのである。而して瀬戸内海地方に於ても、特に伊豫國宮崎地方が、そ
の根據地であつたことが知られるのであるが、宮崎は内海の要路にあたる伊豫北端の來島海峡の西端に

あり、西方の海中に突出してゐる尖形の高崖であつて、その南部に小部瀬を有し、瀬内に良鋪地があり、來島海峡の潮を待つに適してゐたと言はれ、この地方の海洋はすべて宮崎洋と呼ばれ、古來より航路の難所とされた所である。かく地理的に見て、この地方は、内海を通過する船舶を襲ふに最も適した場所であつた爲めに、鹽飽島等と共に、早くから海賊の根據地とされたことは當然であらう。

さて諸國協力して兵士を出し、又は浮囚を招いて海賊を窮討すると言ふ方法も、當時の地方官を以てしては、極めて困難であつたと思はれるが、若し、この方法が實行されたとしても、豊富なる地理的知識を有し、出沒自在なる海賊を、充分取締り得ないことは明白である。此後海賊の逮捕については、わずかに貞觀十一年、讚岐國に於いて、海賊の男女四人を捕へ、男は處罰し女は特に放免したとの記事を、見るに過ぎないのである。^(九) この追捕方法が、如何なる效果を示したかを伺ひ得るやうに思ふ。

- (一) 景行天皇紀 廿七年廿八年條
- (二) 續日本紀 天平二年九月庚辰條
- (三) 日本紀略 延暦十五年五月甲午條
- (四) 續日本後紀 承和五年二月戊戌條
- (五) 三代實錄 貞觀四年五月二十日條
- (六) 同 貞觀八年四月十一日條
- (七) 類聚三代格卷十九 貞觀九年三月廿四日官符、三代實錄 貞觀九年三月廿七日條

(八) 三代實錄

貞觀九年十一月十日條

(九) 同

貞觀十一年七月五日條

七

瀬戸内海及び九州の西岸地方が、海賊横行の最も甚だしき地域であつたことは、この航路が、九州及び山陽四國方面より京都への大道にあたり、各地方の貢物が、すべてこゝを通過し、更に官吏及び商人等の通交が頻繁であつた爲めであることは、言ふまでもない。海賊がこれらの貢物を掠奪の目的としたことは、太宰府の貢調期である三月より七月頃にかけて、最も跋扈したと思はれる事を以て見ても、伺はれるのであつて、これは一般盜賊が、京都に通する諸道を伺つたと同様であらう。而して内海地方に散在する無數の島嶼及び港灣は、彼等に絶好の根據地を與へたものであつて、鈴鹿、足柄、碓氷等が盜賊の巢窟となつた如く、この地方の地理的條件が、海賊の横行に適してゐたのである。古來よりこの地方が海賊の本據地となり、又海軍の發生地となつて、海上に於ける決戦が行はれたのは當然であらう。さて内海を通航した官物について見るに、太宰府管内諸國のものは、古くより海路輸送を原則としてゐるが、天平勝寶八年以後は、山陽・南海諸國の春米も海路を取ることが原則とされるに至つたのである。而して太宰府の貢物の中で、主たる地位を占めたものは綿であるが、神護景雲三年以後は、毎年調

綿二十萬屯を三月より七月までの中に、京師に運送することとなつてゐたのである。然るに延暦二年以後は、これが十萬屯に減せられ^(三)、更に三十年後の弘仁四年には、隔年輸送の制度を立て、而も庸綿は、これを管内に留めしむるに至つたのである。この理由として、轉運之勞、觸事繁多、貨糧之用、正稅不少、海路往還、歲云暮矣、部送之民、遂失正業云々、と述べてゐるが、實際は、海賊の横行が段々甚だしくなり來つた爲め、その被害をさけることを、考慮した結果ではないであらうか。

盜賊の横行と凶作、飢饉との關係については、すでに述べた所であるが、海賊の場合に於ても、同様であることは言ふまでもない。承和五年頃海賊の蜂起するに至つたのは、この前年よりの凶作の結果と見られる。續日本後紀によると、この前後に當つて、各國特に西國諸國への賑給の記事が散見し、而も京師に於ても、穀價踊貴し飢病の百姓が極めて多かつたのである^(五)。而して九州地方に於ては、更に疫病^(六)さへも、流行したやうである。従つて、盜賊の横行は極めて甚だしく、續日本後紀承和四年十二月の條のみでも、辛卯(二日)、是夜、盜開春興殿、偷取絹五十餘疋云々、甲午(五日)、夜分女盜二人、昇入清涼殿、天皇愕然、命藏人等、告宿衛人、逐捕之、纔獲一人、其一人脱亡云々、庚戌(廿一日)、是夜、盜穿大藏省東長殿壁、竊取絹布等、不知幾匹端云々、辛亥(廿二日)、遣六衛府、大索城中、等の記事を見出すので、如何にその弊害の甚だしかつたかが、想像されるのであつて、實に、群盜公行、放火殺人^(七)と言ふ有様であつたのである。

此等の盜賊の記事に比すれば、海賊に關するものは、上述の如く承和五年二月の條に、令山陽南海道諸國司、捕糺海賊、と見えるのみであるから、その横行がいまだ甚だしくなかつたとも考へられるのであるが、彼等が京師を遠く離れた海上を横行し、その被害が直接治者階級に及ばなかつた爲めに、これに關する記事が少ないのであつて、これを以て、必ずしも海賊の横行が甚だしくなかつたとは斷せられないやうに思はれる。これに反して、上述の如く貞觀年間に於いて、海賊に關する記録の多く表はある、に至つたことは、その被害が前時代に比して極めて甚だしくなり、當局がこれに注意を向くるに至つたことを示すものであらう。従つて貞觀年間は、海賊横行の上から見て、一時期を爲すものと思はれる。

貞觀初年より十年頃までの記録を見るに、八年以前には、殆んど大なる天災や凶作はなく、たまたま地方的な疫病や飢饉を見るに過ぎないのである。^(八) 然るに八年より九年にかけては、旱天による飢饉が全國的に起り、恤給の記事が極めて多く見出されるのである。^(九) かくて、米價は暴騰し餓死するものさへ出づるに至つたのである。例へば八年六月の條に、是月天下大旱、民多飢餓、東堀河多鮎魚、京師人捕噉之、^(十) とあり、又九年四月の條には、東西京始置常平所、出官米而糴之、一升直新錢八文、京邑之人、來買者如雲、是時穀價騰躍、内外飢饉、米一斛直新錢一千四百、由是官糴以救俗弊焉、^(十一) とある。従つて、この當時盜賊の横行の甚だしかつたことは言ふまでもなく、是年内外儉乏、人庶阻飢、就中畿内特甚、盜賊群起、或遮道路、而脅人掠奪、或窺屋舍、而行火入盜云々、とあつて、各國司に毎郷保を作つて、

これを防止することを命じてゐるのである。又上述の如く、海賊追捕に關する法も、この當時出されてゐるのである。以上の如く、この當時、海陸の盜賊の甚だしくなつた原因の一は、確に飢饉に存したものであるが、然し海賊の追捕に關しては、上述の如く、すでに貞觀四年及び七年に、その命令が下され居り、又一般盜賊に關しても、京師に於ては、四年に坊間毎に兵士を配置して朱雀路を守らしめ、或は左右兵衛をして夜行せしめ、一般民に對しては、五家を聯合せしめて、これを防止せしむる等の手段を講じてゐるのである。^(十三) 而して更に地方に於ては、貞觀三年武藏國の各郡に檢非違使を設置したが、その理由として、凶猾成黨、群盜滿山、と記されてゐる。^(十四) 此等を以て見れば、貞觀八年の旱災以前に於ても、すでに海陸に盜賊の横行の甚だしくなつてゐたことが、推察せられるのである。即ち、この時代に於ける盜賊の横行は、飢饉の結果による所もあるけれども、必ずしも、かかる偶發的の原因によるものではなく、他にその原因を認めなければならないと思ふ。而してこの根本的原因と認めらるゝものは、この時代になつて、軍事警察力の衰微、地方政治の頽廢が、表面化した點に存すると思ふ。即ち律令政治の頽廢紊亂が、表面化する時期に達して、社會全般が混亂に陥つた爲めである。従つて此時代以後は、天災と否とに拘らず、全國的に盜賊が横行すると言ふ狀態となるのであつて、これに對して、上述の如き對策は、單なる彌縫策に過ぎないものであつて、もし此等盜賊横行を根絶せんとするならば、根本的な地方政治の刷新、全般的な社會的革新を必要とするものであつたらう。

- (一) 繼日本紀 天平勝寶八年八月丁亥條
- (二) 繼日本紀 神護景雲三年三月乙未條、類聚三代格卷八 神護景雲三年三月廿四日官符
- (三) 類聚三代格卷八 延曆二年三月廿二日官符
- (四) 同 弘仁四年四月十六日官符
- (五) 繼日本後紀 承和四年正月辛卯、二月癸丑條、三月庚午條、同月辛未條、同月癸酉條、五月癸未條、六月壬辰朔條、九月辛巳條、十月辛朔條等參照
- (六) 繼日本後紀 承和五年四月甲午條、同甲子條、同辛丑條等參照
- (七) 繼日本後紀 承和五年二月丁酉條
- (八) 三代實錄 貞觀三年八月十七日條、同四年六月十八日條、同七月朔條、同五年正月廿七日條、同二月廿一日條、同六月十七日條、同六年七月十一日條、同十一月廿二日條、同七年二月十三日條、同十二月九日條等參照
- (九) 同 貞觀八年閏三月十四日條、同四月七日條、同五月八日條、同月十七日條、同月十九日條、同月廿七日條、同年六月一日條、同月九日條、同月十三日條、同月十八日條、同月廿一日條、同年七月四日條、同月十六日條等參照
- (十) 同 貞觀八年六月廿八日條、同九年四月廿二日條
- (十一) 同 貞觀九年二月十三日條
- (十二) 同 貞觀四年三月八日條、同年同月十五日條、類聚三代格卷十六 貞觀四年三月八日及び十五日官符
- (十三) 三代實錄 貞觀三年十一月十六日條

はるゝことは、上述した如くであるが、次には貞觀以後に於いて、史上に表れた海賊の記事の主なるものに就いて、述べて見ようと思ふ。

貞觀十一年五月に、新羅の海賊船が博多津をおそひ、豊前國の年貢絹綿を掠奪するに至つたが、これは、諸國の貢調使等が聯絡を爲さず、豊前國のみが先發した爲めにおそはれたのであつて、非唯亡失官物、兼亦損辱國威、求之往古、未有前聞、貽於後來、當無面目云々とのべて、太宰府司を譴責してゐるのである。これに依れば、恐らく太宰府管内の諸國の貢船は、海賊の害をさける爲めに、一時共發、不可先後零疊離其群類、と言ふことを、原則としてゐたことが知られるのである。而して此の當時、北陸・山陽・南海・西海諸道の諸國より、京師に貢物を運送する人夫の損害は、極めて甚だしかつたらしく、乗船してゐる人々の總計半分以上は、その往復に於て死亡するどあるのを見れば、これは單に風波の難のみではなく、海賊の害に依るものも、相當多かつたらうと想像せられる。これに對して上述の如く、讃岐國が、僅か男女四人の海賊を逮捕したとの記事を見るに過ぎないことは、彼等の追討が、極めて困難であつたことを示すものであらう。

元慶年間に入ると、各地方に飢饉が起り^(五)、從つて盜賊に關する記事も多くなり^(六)、海賊の横行も一層甚だしくなるのである。元慶五年五月に山陽・南海二道の諸國に下した太政官符に、如聞、近者海賊成群、殺略諸人、公私之物、多致掠奪、往歸之輩、頻被侵害、斯則國宰不勤督察之所

致也、宜早追捉之云々^(モ)

とある。然し、かくの如き命令の殆んどその效果を見る事の出來なかつたことは、貞觀の場合に於いても明白であり、恐らく、この當時に於ける海賊の横行は、一片の取締令を以て、これをそのまま放置し得ない程度に、甚だしきものがあつたのであらう。その爲めに、この法令を發すると共に、左衛門少志從六位下紀朝臣貞城、府生正七位上穴太日佐門繼、右衛門府生從七位上善友朝臣益友、從八位下阿刀連良綱、左右火長十人等を山城・攝津・播磨の諸國に派遣して、海賊を追捕せしむるに至つたのである。^(ハ)當時、

沿海諸國特に九州・四國・中國の諸國が、如何にその弊害に苦しめられたかは、これに依つても想像されるのである。然し、かく京師より直接追討使を派遣する方法も、彼等の地理的知識の不足、及び當時の諸國の兵力又は警備力の微弱を以てしては、恐らく、その效果を擧げることを、期待出來なかつたと思はれる。かくて備前國は元慶七年に、次の如き策を立てるに至つたのである。即ちその奏言に依ると、

境内海畔別島是多、爲奸賊之所聚、非公私之易制、常殺略人民、掠奪財物、往還之輩、被侵害者衆、由是擇浪人有幹者二百廿四人、造宿舍於要害之處、給兵器舟檻、守禦非常、

とあり、この爲めに、國司公廨稻十萬束をさいて別に出舉して、その利息を以て、これらの糧食にあてると言ふのである。^(九)これは同年十月に許可されてゐるから、備前國に於ては、かかる海賊防禦策が實施されたものと思はれる。他の諸國については、これに類する記事を見ないから、恐らくそのまゝに放置

されたものと想像される。かくの如き對策をとるの已むなきに至つたことは、言ふまでもなく、當時その被害が如何に甚だしかつたかを示すと共に、令制による軍事警察力の衰退を明示するものであらう。

さて此後寛平・延喜時代に於ても、依然として盜賊横行の記事は散見するのであるが、此時代になると、盜賊は次第に集團化し、大規模となるに至つたことが、注意を引くのである。京畿に於てさへ、民庶飢渴、群盜滿干巷、と記され^(子)、貴族もその邸宅を襲撃され、又は殺傷さるゝ状態であつた。況んや、地方に於けるその暴行は、極めて甚だしきものがあつたのである。例へば、扶桑略記寛平元年の條に、東國強盜首物部氏永等發起、追捕之間、己以及昌泰、とあり、この事件は、寛平より昌泰に至る約十年間にも及んだものと思はれる^(十三)。又延喜元年の條に、奉幣諸社、自去寛平七年、坂東群盜發向、其内信乃、上野、甲斐、武藏尤有其害、御祈也、と見えてゐる^(十四)。かくて國司も殺害され、國府も襲撃さるゝと言ふ有様であつて、盜賊より暴動化への傾向が、極めて著しく表れて來るのである。

かかる傾向は、海賊に於ても伺はれるのである。海賊横行に關する記事が、特に多く表はれるに至るのは、承平年間以後である。次に少しく煩雜ではあるが、これに關する主なるものを列記して見よう。

承平元年正月廿一日、海賊文付公忠朝臣（貞信公記）

承平二年四月廿八日、左大辨來、（中略）其次仰追捕海賊使可定行事（同上）

同年十二月十六日、備前申海賊事等、仰左大辨（同上）

承平三年七月十一日、請印東海、山陽諸國并丹波、太宰府祈明神、可勤警固由官符、云々（扶桑略記裡書）

同年十二月十七日、南海國々海賊未從追捕、遍滿云々、就中、河波解狀、今日、定遣國々警固使（同上）

同四年四月廿三日、被立諸社奉幣、依海賊事也（同上）

同年五月九日、山陽南海兩道十箇國十八所諸神、被奉臨時幣帛使、依海賊御祈也（同上）

同年六月廿九日、於神泉馬出殿、試右衛門志貞直、内藏史生宗良、左近衛常蔭等之弩、爲遣海賊所也（同上）

同年七月廿六日、兵庫允在原相安率諸家兵士并武藏兵士、發向追捕海賊之所（同上）

同年十月廿二日、定追捕海賊使等（日本紀略）

同五年正月九日、頃年之間、海賊未隨追捕、去年之末、盜運伊豫國喜多郡不動三千餘石、云々（扶桑略記裡書）

名神（本朝世紀）

同六年三月五日、小栗栖泰舜法師、於豐樂院率番僧修大元法、爲攘海賊難也（日本紀略）

同年同月十二日、於治部省修大元法、爲攘海賊難也（同上）

かくて承平六年の夏、南海賊徒首藤原純友結黨、屯聚伊豫國日振島、設千餘艘、抄劫官物私財、と言ふ

所謂前海賊の亂が勃發することとなるのである。恐らくは、上記の如きこれ以前の海賊の記事も、この亂に何等かの關係があるものと考へられる。何れにしろ、承平年間に至つて、右に記した如く、頻繁に海賊の記事の表れるに至つたことは、彼等の横行が極めて甚だしくなり來り、且つ、その行動の集團化されたことを伺ふに充分であらう。

(一) 三代實錄 貞觀十一年六月十五日條

(二) 同 貞觀十一年七月二日條

(三) 同 貞觀十二年十二月廿五日條

(四) 同 貞觀十一年七月五日條

(五) 例へば、三代實錄元慶元年正月廿七日、同二年正月十五日、同廿七日、同二月十日、同二月二十日、同五月朔、同八日、同六

月廿五日、同廿六日、同廿七日、同五年三月廿三日、同六年五月廿九日、同七年三月廿七日、同六月廿二日、
同八年三月廿二日、同八月廿八日、仁和元年五月廿日、同二年六月十三日條等参照

(六) 例へば、三代實錄元慶二年正月條、同二月條、同五年二月九日、同七年二月廿八日、同七月十九日、同八年六月廿三日、仁和
三年二月朔條等参照

(七) 三代實錄 元慶五年五月十一日條

(八) 同 元慶五年五月十三日條

(九) 同 元慶七年十月十七日條

(十) 日本紀略 延喜十七年七月條

(十一) 例へば、日本紀略昌泰二年二月一日、同月十三日、承平三年正月廿二日等の條及び扶桑略記裡書、延喜四年三月四日、同月

七日、承平元年二月八日等の條及び貞信公記承平元年十二月十二日、同十三日等の條を参照

(十二) 扶桑略記 寛平元年四月廿七日條

(十三) 同 裡書 延喜元年二月十五日條

(十四) 例へば、三代實錄、元慶七年七月十九日條、日本紀略、昌泰三年五月廿八日條、扶桑略記裡書、延喜二年九月廿六日、同五

年十月三日、同十五年二月十日、同十九年五月廿三日等の條参照

(十五) 日本紀略 承平六年六月某日條

九

「このわたり、かいそくの おそりありといへは、かみほとけをいのる、」とは、土佐日記の一節である。

貴之は承平四年十二月に出發して、同五年二月に歸京してゐるから、丁度海賊の横行の最も甚だしくな
らんとする時にあたつてゐる。「ふなきみなるひと、なみをみて、くによりはしめてかいそくむくるせ
んといふなることをおもふうへに、うみのまたおそろしけれは、かしらもみなしらけぬ、なゝそちやそ
ちは、うみにあるものなりけり、」又は、「かいそくおひくといふこと、たへすきごゆ、」などと、處々に
あらはれてゐる海賊への恐怖は、當時内海を航行した人々の氣持を最もよく示すものであらう。彼が和
泉灘に到着して、「けふ、ふねにのりしひよりかそふれは、みそかあまりこゝぬかになりにけり、いまは
いづみのくににさぬれは、かいそくものならず、」と言ひ、難波の川尻に入つては、「みおつくしのもと

よりいて、なにはにつきて、かはしりにいる、みなひと、おんなおきな、ひたひにてをあて、
よろこぶことふたつなし、云々」と記してゐるのを見れば、海賊の難を免れ得た人々の安心と、無事に
到着した喜びとを察し得るのである。

海盜掠奪の目標は、官船、私船何れをも問はなかつたことは言ふまでもなく、従つて、彼等は數十艘
の集團を爲して、官船を襲ふ場合もあり、又は數艘で各所を捜索し、往來の船舶を發見するや、たちま
ちこれを襲撃して、掠奪をほしいまゝにする場合も多かつたであらう。海賊の船舶の多くが、進退に便
利なる輕舸であつたことは、當然考へられる所であつて、「怪キ船二三艘許前後キ出來ス、前ヲ横様ニ渡
リ、亦後ニ有テ講師カ船ヲ衛ツ、此ノ船ノ内ナル者共、海賊來ニケリトテ恐チ迷フ事絲極シ、云々、海
賊ノ船ハ疾ク構タル船ナレバ鳥ノ飛ガ如クシテ去ヌ」^(四) 又は、「海賊の舟にやあらん、ちひさき舟のとぶ
やうにしてくるなといふものあり、海賊のいたぶるならんよりも、彼おそろしき人のをいぐるにやと思に
せんかたなし」^(五)など、記されてゐるのは、何れもこれを示すものであらう。進退自由なる彼等の逮捕
が、如何に困難であつたかは、充分想像される所である。

さて上述の如く、當時の人々の海賊に對する恐怖は、極めて甚だしきものがあつたが、これは、單に
彼等が財物を掠奪するに止まらず、必ずその乗組員を殺戮し、船舶を覆没せしむる等の、暴行のかぎりを
つくした點に存した如く思はれる。或る老海賊が、安藝で掠奪を行つた有様を物語つてゐる中に、「物の

あるかぎり我舟にとり入つ、人どもはみな男女海にとりいるゝに、「主人が、「よろづの物はみな取給へ、たゞ我命の限りはたすけ給へ」京にある年老いたる親の大病に急ぐものであると言つて、手を合せて哀願するのを、「これかくないはせそ、れいのごとくとく、といふに、目を見あはせてなきまどうさま、いとくいみじ、あはれにむぞうにおほえしかども、さいひていかせんと思ひして海に入つ」とその殘忍なる有様を述べてゐる。^(五) 難波津で龜を助けた百濟僧弘濟と言ふ者が、「備前ノ國骨島ノ邊ニシテ日暮方ニ海賊ニ值ヌ、海賊弘濟ガ船ニ乗リ移テ、弘濟ガ具シタル童子二人ヲ取テ海ニ投入レツバ、其後弘濟ニ云ク、汝モ早ク海ニ入レ、不入バ取テ投入レムト云ヘバ、弘濟手ヲ摺テ携フト云ヘドモ海賊不用ズ、然レバ弘濟心ノ内ニ願ヲ發シテ心ト海ニ入ヌ」然し龜の爲めに助けられて、「海賊ニ值テ財ヲ被奪ルハ常ノ事也、但シ命ヲ存スル力ハ偏ニ龜ノ恩ニ依テ也」と喜んだと傳へられてゐる。^(六) 純友の郎黨に捕へられた備前介藤原子高は、截耳割鼻られ、子は殺され妻は奪はれてゐる。これらは、如何に海賊が慘酷を極めたかを示すものであり、この爲めに、當時の人々が、彼等を如何に恐怖したかを、知るに足るものであらう。

かくの如き海賊の横行に對して、當然船舶の武装が必要とせらるゝのであつて、各船には次第に武装した人々が乗船して、海賊防禦に當ることとなつたのである。豊後國の講師が、任終つて財物を積んで京へ上る時に、知人達が何れも、「近來海ニハ海賊多カナリ、其レニ可然兵士モ不具デ、物ヲバ多ク船ニ

取り積テ上リ給フハ絲心幼キ事也、尙可然カラム者共ヲ語ヒテ具シテ將御セ、「^(八)と言ひ、又安藝で海賊にあつた男も、「周防國よりいそぐ事ありてまかるが、さるべきたのもしき人もぐせねば、おそろしくて云々」^(九)と言つてゐる。これらは何れも、當時の船舶の旅行者が、武勇のすぐれたる人々を、護衛として乗船せしめてゐた事を示すものである。武術に秀でた者が、海賊を撃退した物語りも、多く傳へられてゐるのである。而して海賊の方に於ても、相當の武備を有してゐたことは言ふまでもなく、「海賊一人ものゝ具して出向て詞たかひをしてけり、海賊が船に幕引まはして、たてをつきて、その中に悪徒等その數多みえたり」^(十)とあり、又は、「海賊が宗との物、くろばみきたる物きて、あかき扇をひらきつかひて、とく／＼ござよせて、のりうつりて、うつしとれ、といへども云々」^(十一)とあるは、當時の海賊船の様子を示すものであらう。海賊の横行が、多くは晝間であつて、夜間はその被害がなかつたと言はれるこ^(十二)とは、船舶の發見や争鬭掠奪に、晝間を便利とした爲めであることは、言ふまでもないであらう。

老海賊の追憶に、「我は若かりしをりに、まことにたのしくてありし身也、きる物、食物にあきみちて、明くれ海にうかびて世をば過ししなり」とある如く^(十三)、彼等は、數艘又は數十艘の集團を爲して海上を漂泊し、追討を受けければたちまち四散し、取締りのゆるむ時には、又忽ちにして集合すると言ふ有様であり、而も彼等の根據地が、多く海上や沿岸の島嶼にあつた爲めに、これを追捕すること^(十四)は、極めて困難であつたと思はれる。純友追討戦に於ても、賊將藤原恒利なる者が降服し、彼が賊の海上の泊處及

ひ陸上の要路等の、地理的知識を有してゐた爲めに、これを先導として、初めて功を收むるに至つたのであるが、^(十三)その殘黨の逮捕には、更に時日を要したのである。後世、平忠盛が、海賊七十人を逮捕して、京都に送致したことについても、此中多是非賊、只以非忠盛家者、號賊虜進云々、と言はれてゐる位であつて、^(十四)その追討が如何に困難であつたか伺はれる。地理的知識に乏しく、且つ充分なる兵力を有しない諸國司、又は京師よりの追討使等に依つて、易容に彼等を逼塞せしめ得なかつたことは、當然と言はなければならぬ。

- (一) 土佐日記 承平五年一月廿三日、同月廿一日、同月廿五日條
- (二) 同 承平五年一月廿日、同二月六日條
- (三) 今昔物語卷廿八 豊後講師謀從鎮西上語第十五
- (四) 源氏物語 玉鬘卷
- (五) 宇治拾遺物語卷十 海賊發心出家の事
- (六) 今昔物語卷十九 龜報百濟僧弘濟恩語第三十、其他今昔物語卷廿四 播磨國陰陽師智德法師語第十九、及び今古著聞集卷十
二 偷盜第十九 築築師用光吹臨調子海賊感涙事等參照
- (七) 純友追討記
- (八) 註三、及び註五
- (九) 古今著聞集卷十二 偷盜第十九 正上座行快懲海賊事
- (十) 宇治拾遺物語卷十五 門部府生海賊射返事

(十二) 土佐日記 承平五年一月三十日條

(十三) 上掲宇治拾遺卷十

(十四) 純友追討記

(十五) 長秋記 保延元年八月十九日條 同年十月廿六日條等參照

十

以上純友の亂以前に至るまでの海賊の横行について見るに、その弊害のようやく甚だしく史上に表はれるに至るのは、大體貞觀年間以後である。而してそれは、陸上の盜賊の場合に於ても、同様であることは言ふまでもない。海賊の主として横行した地域は、瀬戸内海であつて、これは、この航路が四國・中國・九州諸國よりの公路とされ、且つ地理的にこれに適してゐた爲めであつて、一般盜賊が京都への道路を伺つたと同一であらう。凶作、飢饉等が、海賊、盜賊を發生せしめた重大なる原因であつたことは明白であるが、貞觀頃よりは、必ずしもこれと關係なく、その横行が甚だしくなるに至つたのであつて、而もその集團化が、この頃より著しくなり來るのである。これは、浮浪人や運送夫等の一部分の者に依つて、盜賊行爲が行はれたばかりではなく、一般民の盜賊化、武力化を示すものである。この時期は丁度、中央に於ては、まさに攝關政治が開始されんとし、地方に於ては、政治の頽廢がようやく著し

く、令制による軍事警察制度は崩壊し、班田制は廢絶に瀕し、諸所に莊園の興起を見んとする時であつた。かかる地方の紊亂に、更に拍車をかけたものが、盜賊の横行である。生命財産を保護さるべき權力は、日々におとろへ、而も自ら守るべき武力も財力もない一般民が、進んで盜賊の群に投するか、或は有力者の勢力の下に逃入するかは、自然のなり行きと言ふべきであらう。而も承平天慶以來、中央地方に於ける盜賊海賊の集團化、暴動化の傾向は、一層甚だしくなり來るのである。守るに力なく、喰ふに食なく、而も絶へず脅かされる一部農民の哀れな姿は、充分想像出来るのである。

さてこれらの盜賊、暴行、殺人其他あらゆる種類の治安破壊事件が、全國的に頻發するに至つたことは、一般社會の武力化を益々必要ならしめたことは言ふまでもない。例へば文官の武裝化について見るに、令制に依つて帶仗を許された、太宰府管内の諸國及び三關國以外に、貞觀年間より徐々に、各地方の國司郡司及び雜人等の帶劍が許さるゝこと^(二)なり、延喜年間に至つては、更にその範圍が擴張されてゐるのである^(三)。この理由は、國宰守官符旨、勘糾奸犯之輩、不帶弓箭、無便追捕(中略)、加以可捕糾私帶兵仗之輩及勤行警固之狀、官符重疊、若無弓矢之儲、何禦非常之危、と言ふ駿河國司解の中に、最も明瞭に示されてゐるであらう。かくて一般の武裝化の傾向は、ようやく著しくなるのであつて、京師に於てさへも、今不善之輩滿京師、或恣帶弓箭、耀其武威、人心習而成狂致暴、或偷隱短兵挿其懷、橫行路頭而路人喝恐黔首以奪物云々^(四)、と言はれるに至つたのである。況んや地方に於ては、商人も旅人も、常

に弓箭兵仗を帶び、一般農民も、一度び事件の起つた場合には、直ちに武装して出動する状態となり來つたのである。今昔物語等に、商人、漁人、旅人等の武装してゐたことを示す物語や、又は一般農民が兵仗弓箭を帶びて、大舉して行動をする物語等が多く傳へられ、中には、「軍ヲ發シテ行テ見ム」などとあつて、一般農民を兵士の如く見る傾向さへも伺はれるのである。かくの如き一般社會の私的武力は、治安の攬亂に伴なひ、莊園の興隆と結合して、一轉して、こゝに新しき社會を形成するに至ることは言ふまでもない。上述の如く承平天慶以前の海賊は、一般盜賊と同様に、未だ大規模に集團化されたものではなく、輕船を繰つて掠奪暴行を爲す程度のものが、多かつたらうと思はれるが、國倉や官船を主たる目標とする大規模のものよりも、商人、旅行者又は一般民は、反つて、これらの出沒自在な少群の海賊に依つて、甚だしき苦痛を受けたものと想像せられる。從つて一般民を武力化せしむるに至つたのは、主としてこの時代にあつたものと見るべきであらう。

平安朝初期に於ける海賊の横行は、律令制度の全般的頽廢、特に地方政治の紊亂が、その根本的原因を爲すものであり、又盜賊横行の結果として、社會全般にわたる武力化の傾向を、益々増大せしむるに至つたのであるが、更に注意すべきことは、これら海賊の横行は、船舶の建造及び航海の技術等を、發達せしむるに至つたことである。後世、日本海軍が主として、瀬戸内海地方を中心として發展するに至つたことは、これを示すものであらう。秀吉が征韓役を起すにあたつて、その船手の大將が、何れも伊

豫・紀伊・淡路・志摩等の所謂海賊地の領主に依つて占められてゐたこと、又國史を通じて、海上に活躍した人々の多くが、内海沿岸諸國、九州、紀州等の豪族・大名である點より見ても、この事情は明白であらう。海賊行為はもとより攘斥すべきであるが、彼等の子孫は、祖先以來の航海術と豪勇とを以て、或は朝敵と戰ひ、又は國威を海外に發揚せしむるに至つたのである。

- (一) 三代實錄 貞觀五年十二月廿一日、同九年四月八日、同月廿八日、同十二年六月二日條等參照
- (二) 延喜式卷廿八 兵部式
- (三) 朝野群載卷廿二 天曆十年六月廿一日駿河國司解
- (四) 法曹至要抄中卷 禁制令 兵仗事
- (五) 例へば、今昔物語卷三十一 鎌西人至度羅島語第十二、同卷廿六 加賀國諭蛇鷹島行人助蛇住島語第九、同卷廿七 於播磨國印南郡殺野猪語第廿六、同卷廿四 播磨國陰陽師智德法師語第十九、同卷卅一 北山狗人爲妻語第十五、同卷卅一 通大峯雷行酒泉鄉語第十三等参照
- (六) 同卷卅一 通四國邊地僧行不知所被打成馬語第十四